

損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 1

2022年7月29日

東京地方裁判所御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲1-1	『日本の奨学金 はこれでいいの か!』	原本	2013/10	原告、被告 大内裕和、 被告奨学金 問題対策全 国会議	任意団体奨学金問題対策全 国会議が権利能力なき社団 である事実、被告大内が全 国会の共同代表をしている 事実、原告が一時全国会議 の会員であった事実、規約 や入会申込書を公開してお り、入退会自由の開かれた 運営をする方針を掲げた組 織である事実など。	
甲1-2	同2章抜粋	同上	同上	原告	原告が、日本学生支援機構 の繰上げ一括請求に関する 問題提起を被告らとの共著 のなかで行った事実。全国 会議の一括請求問題に対す る反応が低調だった事実な ど。	よる
甲1-3	同2章抜粋	同上	同上	同上	原告が、被告らとの共著 で執筆した文章の一部と類 似した部分が、被告大内が その後出版した書籍 (「奨学金が日本を滅ぼ す」)のなかにあった事実 など。	
甲2-1	奨学金問題対策 会議設立にとも なう集会の案内 メール	写し	2013/3/24	全国クレジ ット・サラ 金問題対策 協議会	奨学金問題対策全国会議が 2013年3月末ごろ設立され た事実、全国会議設立に際 して、原告は同会議側から	

					の要請で入会した事実など。
甲 2 - 2	全国会議事務局 長から原告にあてたメール 「Re : 奨学金 シンポ要旨 三宅」	写し	2013/3/24	岩重佳治	全国会議が設立された 2013 年 3 月当時、原告がすでに奨学金問題に関する著書を刊行しており、そのことが全国会議への入会要請の理由のひとつだった事実など。
甲 3	『債鬼は眠らず』抜粋	原本	2010/10	原告	同上
甲 4 - 1	全国会議事務局 長から原告にあてたメール 「Fwd : 企画 ラフ案の送付」	写し	2013/4/23	岩重佳治	全国会議事務局長から 2013 年 4 月下旬ごろ、共著出版の協力依頼が原告にあった事実、原告が引き受けた事実。2013 年 10 月に『日本の奨学金はこれでいいのいか!』として出版された事実など。
甲 4 - 2	あけび書房の出版企画書	同上	2017/4/17	あけび書房	同上
甲 5 - 1	全国会議退会に際して、原告が全国会議会員らに送ったメール 「Re:[team_chihuahua:1336]東京新聞 悲しき奨学金 6」	同上	2016/1/9	原告	原告が全国会議を退会した事情が、すべて原告の意思によるものであった事実、一括請求問題に対する取り組みが消極的であったことが唯一の退会理由だった事実、建設的な批判をするのが退会の目的であり、退会理由が解消すれば再入会する考えであった事実など。
甲 5 - 2	全国会議退会に際して、原告が全国会議会員らに送ったメール 「Re:[team_chihuahua:1340]Re: 日の丸学生ローンの問題」	同上	同上	原告	同上
甲 6	『「奨学金」地	同上	2017	岩重佳治	全国会議事務局長が、原告

	獄』抜粋				の退会后、奨学金問題に関する著書を刊行し、そのなかで一括請求問題に言及した事実。これらの事実を全国会議関係者から原告は知らされず、2020年7月になって気づいた事実、原告の再三にわたる問題提起がきっかけで全国会議が一括請求問題の重要性を認識した事実など。
甲7-1	『奨学金が日本を滅ぼす』抜粋	同上	2017	大内裕和	全国会議共同代表の被告大内が、奨学金問題に関する著書を刊行し、そのなかで一括請求問題に言及した事実。これらの事実を全国会議関係者から原告は知らされず、2020年7月になって気づいた事実、原告の再三にわたる問題提起がきっかけで全国会議が一括請求問題の重要性を認識した事実など。
甲7-2	同上	同上	同上	同上	被告大内の著書の一部が、原告がそれより以前に発表した著作の一部と類似している事実、類似は、盗用・剽窃と非難され得る程度のものであった事実、「奨学金が日本を滅ぼす」の出版にあたって、被告大内から原告への連絡はいっさいなかった事実。原告が類似の問題に気づいたのは2020年7月ごろだった事実など。
甲7-3	同上	同上	同上	同上	被告大内の著書の一部に、原告が発表した著作の一部を参考にしながら捏造等の不正を行った疑いのある記述がある事実など。

甲 8	『「奨学金」制度改善への政策提言「利用者の「負担」と「不安」を軽減するために」』と題する冊子の抜粋	写し	2019/5	奨学金問題対策全国会議	奨学金問題対策全国会議が、原告が退会した後の2019年5月に作成した冊子のなかで一括請求問題に関する記述をしている事実。記述にあたって原告への連絡や問い合わせはなかった事実など。
甲 9-1	全国会議への再入会を申し出たメール 「奨学金対策全国会議の役員 みなさまへ」	写し	2019/7/17	原告	全国会議のなかに一括請求に対する問題意識が生じたことから、原告が退会を続ける理由がなくなったと考えた事実、7月17日付で再入会を申し出た事実。
甲 9-2	全国会議への再入会申し出に対する返答を促すメール 「再度のお願い／奨学金対策全国会議の役員 みなさまへ」	同上	2019/7/19	同上	全国会議への再入会申し出に対する返答に2週間を要した事実、回答を促すメールを原告が送った事実、原告への問い合わせや意見聴取等はなかった事実など。
甲 10-1	全国会議事務局長から原告に宛てたメール 「再入会のお申し出に対するご回答」	同上	2019/7/31	岩重佳治	原告の再入会を全国会議は拒否した事実、再入会拒否は実質的な不利益処分にあたる事実、入会拒否の理由について全国会議は、原告が一括請求問題に熱心であり、組織運営に支障が出るおそれがあるなど文書で説明した事実、再入会拒否の手続きについての説明を求めたが全国会議は拒否した事実など。
甲 10-2	「再入会のお申し出に対するご回答」と題する文書	同上	2019/7/31	奨学金問題対策全国会議・大内裕和	同上

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 2

2022年9月26日

東京地方裁判民事第43部御中

原告 三宅勝久

号証	標目	原・写	年月日	作成者等	立証趣旨
甲1-4	『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章抜粋「一括繰り上げげ請求の恐怖」	原本	2013年10月	あけび書房/ 原告	原告が被告らとの共著を作成する過程で、日本学生支援機構の回施行令に違法した期限の利益喪失(繰り上げ一異一括請求)が行われている事実を発見、共著のなかで記述した事実など。
甲12	盗用一覧表	原本	2022年9月22日	原告	被告大内裕和氏が、原告の著作を多数回にわたって盗用している事実など。
甲13	解決案(骨子)	写し	2021年3月15日	被告	被告大内裕和氏の盗用発覚後、原告と大内氏の間で示談交渉が行われ、大内氏側から、一定程度非を認める内容の解決案が示された事実など。

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

### 証拠説明書 3

2023年2月6日

東京地方裁判民事第43部へA係御中

原告 三宅勝久

号証	標目	原・写	年月日	作成者等	立証趣旨	備考
甲14	岩重がクレサラMLに投稿した全国会議への加入を呼びかけるメール	写し	2013/1/10	岩重事務局長 / 今瞭美副代表	全国会議の設立にあたり、岩重事務局長が、原告の加入するメーリングリスト上で広く入会を呼びかけた事実。当初は入会希望者が多くなかった事実など。	
甲15	共著執筆依頼のメール	写し	2013/5/8	岩重	岩重事務局長から原告に対して、再三にわたって共著執筆の要請があった事実など。	
甲16	『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章抜粋(章末の追記部分)	原本	2013/10	原告	共著作成の過程で、原告の執筆内容に岩重事務局長が変更等を求め、協議の結果、原告執筆部分(2章)の章末に追記を入れた事実など。	甲11と同じ
甲17	再入会申し込みから2週間後、原告がクレサラMLに投稿したメール	写し	2015/7/30	原告	全国会議が原告の再入会を拒否するというのはクレサラ対協の関連活動の常識に照らして異例であり、将来の活動に禍根を残すおそれがあるとして、原告がクレサラ対協のML上で問題提起する投稿を行った事実など。	
甲18	武蔵大学研究不正調査の連絡	写し	2022/10	武蔵大学	原告の著作を盗用するなどの疑いがあるとして、被告大内が武蔵大学の学内規程に基づく調査を受けている事実など。	
甲19	原告が岩重にあてて送信した再入会申し込みのメール	写し	2015/7/18	原告	原告が、岩重事務局長に宛てたメールを通じて全国会議再入会の申し出を行った事実など。	
甲20	規約開示を求めるメール	写し	2019/8/1	原告	全国会議から再入会を拒否する旨の通知を受けた後、原告が被告らに対して、手続きの状況と規約の開示を求めた事実、被告らから回答はなかった事実など。	

甲21	規約の内容変更がないかの確認を求めるメール	写し	2019/8/2	原告	原告が自力で規約を探し、共著のなかに掲載されていることに気づいた事実、規約に変更がないか被告らに確認を求めたが回答がなかった事実など。
甲22	新里副代表との面談から1年後に原告がクレサラMLに投稿したメール	写し	2020/7/2	原告	2019年8月上旬、全国会議副代表の新里弁護士と東京の弁護士会館で面談した事実。その際、新里副代表が「あなた嫌われているよ」と発言した事実など。
甲23	表彰状	原本	2006/11/19	第26回全国クレサラ商工ローン、ヤミ金被害者交流会	原告が遅くとも2003年ごろからクレサラ対協のMLに加入し、取材や活動を通じて密接な関係にあった事実、2006年には執筆活動などを評価されてクレサラ対協が事実上主催する催しにおいて表彰された事実など。
甲24	原告の再入会を支持する内容のメール	写し	2019/8/3	全国会議役員	全国会議から入会拒否の通知を受けた後、全国会議役員から原告にメールで連絡があった事実。原告の入会には反対しないが、意見を求められていないなどと記載されていた事実など。
甲25	原告がクレサラ対協の正会員となることを承認するメール	写し	2019/8/1	水谷英二・クレサラML管理人(全国会議幹事/原告)	全国会議から入会拒否の通知を受けた後、原告がクレサラ対協の正会員になった事実、全国会議はその後も原告の入会拒否を撤回せず、手続きについての説明も行わなかった事実など。
甲26	函館地裁判決 令和2年(ワ)121	写し	2020/6/16	函館地方裁判所	全国会議会員の弁護士が被告代理人をすすめる債権回収訴訟(原告は日本学生支援機構)で、被告側が「支払能力」を無視した一括請求(期限の利益喪失)の違法性を主張し、その主張を求める判決が出た事実など。

以上

甲21	規約の内容変更がないかの確認を求めるメール	写し	2019/8/2	原告	原告が自力で規約を探し、共著のなかに掲載されていることに気づいた事実、規約に変更がないか被告らに確認を求めたが回答がなかった事実など。	
甲22	新里副代表との面談から1年後に原告がクレサラMLに投稿したメール	写し	2020/7/2	原告	2019年8月上旬、全国会議副代表の新里弁護士と東京の弁護士会館で面談した事実。その際、新里副代表が「あなた嫌われているよ」と発言した事実など。	
甲23	表彰状	原本	2006/11/19	第26回全国クレサラ対協のMLに加入し、取材や活動を通じて密接な関係にあった事実、2006年には執筆活動などを評価されてクレサラ対協が事実上主催する催しにおいてヤミ金被害者交流集会	原告が遅くとも2003年ごろからクレサラ対協のMLに加入し、取材や活動を通じて密接な関係にあった事実、2006年には執筆活動などを評価されてクレサラ対協が事実上主催する催しにおいて表彰された事実など。	
甲24	原告の再入会を支持する内容のメール	写し	2019/8/3	全国会議役員	全国会議から入会拒否の通知を受けた後、全国会議役員から原告にメールで連絡があった事実。原告の入会には反対しないが、意見を求められていないなどと記載されていた事実など。	原告において一部黒塗りにした
甲25	原告がクレサラ対協の正会員となることを承認するメール	写し	2019/8/1	水谷英二・クレサラML管理人(全国会議幹事/原告)	全国会議から入会拒否の通知を受けた後、原告がクレサラ対協の正会員になった事実、全国会議はその後も原告の入会拒否を撤回せず、手続きについての説明も行わなかった事実など。	
甲26	函館地裁判決令和2年(ワ)121	写し	2020/6/16	函館地方裁判所	全国会議会員の弁護士が被告代理人をする債権回収訴訟(原告は日本学生支援機構)で、被告側が「支払能力」を無視した一括請求(期限の利益喪失)の違法性を主張し、その主張を求める判決が出た事実など。	黒塗りは日本学生支援機構

以上

令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 4

2023年6月19日

東京地方裁判民事第43部へA係御中

原告 三宅勝久

号証	標目	原・写	年月日	作成者等	立証趣旨	備考
甲27-1	静岡地裁浜松支部判決 H24(ワ)627および判例解説	写し	2014/9/8	静岡地裁浜松支部 /判例時報	性同一性障害による性別変更を理由にゴルフクラブへの入会等を拒絶したことの違法性をめぐる民事訴訟で、憲法14条1項等の趣旨に反して違法であるとの判決がくだされた事実、同判決が社会的に許容しうる限界を超えるか否かという枠組みを明示した事実など。	
甲27-2	東京高裁判決 H26(ネ)5258	写し	2015/7/1	東京高裁	同上	
甲28	「奨学金問題対策全国会議に入りませんか?」と題するチラシ	写し	2013/3	被告全国会議	被告全国会議が広く一般に入会を募っている事実、入会資格は実施的になく、希望者は全員入会を認めている事実など。	
甲29	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会(クレサラ対協)の入会案内・規約	写し	2022/1	クレサラ対協	被告全国会議がクレサラ対協の関連団体である事実、被告全国会議の設立にあたってはクレサラ対協幹事会の承認を得ている事実、クレサラ対協と関連団体は上位団体-下部団体、母団体-子団体の関係にある事実、クレサラ対協が広く一般に入会を募集している事実、クレサラ対協の入会募集案内に被告全国会議が紹介されている事実など。	
甲30	「拡大幹事会 in 仙台」プログラム・資料	写し	2019/7/13	同上	被告全国会議が2019年7月13日に仙台市で開催されたクレサラ対協主催の会議「拡大幹事会」で報告を行った事実、報告で使用した資料(甲8、乙11)のな	抜粋

					かで「一括請求」問題に言及している事実など。	
甲31	『クレサラ対協40周年記念誌』	写し	2019/6	クレサラ対協	クレサラ対協が2019年6月に記念誌を発行した事実、原告と被告全国会議の会員らが寄稿している事実、全国会議の会員が編集委員になっている事実、原告が編集会議に出席した事実など。原告とクレサラ対協、被告1との関係が退会後も良好であった事実など。	
甲32	「3月31日レジュメと資料提出のお願い」と題するメール	写し	2013/03/21	岩重事務局長	被告全国会議の設立当時、原告は活動への協力を期待され、要請される形で入会した事実。	
甲33	「設立集会・入会呼びかけ」と題するメール		2013/03/12	同上	被告全国会議が広く入会を募っていた事実、入会資格は事実上問わなかった事実、原告に対して個別に入会要請があった事実など。	
甲34	「Fwd: ご再考のお願い」と題するメール	写し	2013/5/8	あけび書房/岩重事務局長	被告全国会議編による共著『日本の奨学金はこれでいいのか!』への執筆協力を岩重事務局長があけび書房とともに繰り返し原告に要請し、2013年6月28日に岩重事務局長や大内被告らとあけび書房社内で打ち合わせを行った事実など。	
甲35	「6月28日あけび書房の件」と題するメール	写し	2013/6/20	岩重事務局長	同上	
甲36	「ゲラ校正について」と題するメール	写し	2013/10/5	被告大内裕和代表	『日本の奨学金はこれでいいのか!』の編集作業において共著者の間で各人の原稿を共有した事実、岩重事務局長が各著者の原稿について意見を行った事実など。	
甲37	学生への経済的支援の在り方に関する検討会(第8回)議事録	写し	2014/2/3	文部科学省	日本学生支援機構の学資金貸与制度の在り方などに関する文部科学省の検討会に岩重事務局長が日弁連の委員として出席し、原告の取材内容に触れて一括請求問題に言及した事実など。	抜粋
甲38	日弁連資料「学生への経済的	写し	同上	日本弁護士連合会	日本学生支援機構の学資金貸与制度の在り方などに関する文部科学省の検討会に	

	支援の在り方について(中間まとめ)」				岩重事務局長が日弁連の委員として出席し、日弁連作成の資料を提出した事実、資料の中で一括請求問題に言及している事実など。	
甲39-1	「Re: 改めて【奨学金問題対策全国会議設立5周年集会】(4月21日)のご案内」と題するメール	写し	2018/4/21	原告	原告が被告全国会議を退会した後も、クレサラ対協MLを通じて被告全国会議会員と「一括請求」に関する議論を行った事実、議論の内容が建設的であった事実など。	
甲39-2	同上	写し	2018/4/19	岩重事務局長/原告	同上	
甲40	「奨学金対策全国会議再入会の件」題するメール	写し	2019/7/18	原告	2019年7月18日に原告が岩重事務局長に宛てて被告全国会議に再度入会したい旨のメールを送信した事実など。	
甲41	「質問」と題するメール		2019/8/3 07:53	原告	入会を拒否する被告全国会議の回答に疑問を持った原告が、手続きなどに関して岩重事務局長にメールで再三にわたって質問した事実、被告らからは回答がなかった事実など。	
甲42	「奨学金問題全国対策会議は事務局会議招集せず?」と題するメール		2019/8/4 16:47	原告	同上	
甲43	「柴田・水谷幹事への質問」と題するメール		2019/8/5 12:57	原告	同上	
甲44	「Re: 奨学金対策会議の件」と題するメール		2019/8/3 20:18	今瞭美副代表/原告	入会を拒否する被告全国会議の回答に疑問を持った原告が、被告全国会議の副代表らに問い合わせた事実、今副代表から、全国会議から意見を聞かれていない、入会拒否には賛同しない、など書いた返信があった事実など。	甲24 と同一
甲45	「Re: 奨学金対策全国会議の		2019/7/17 11:43	原告	2019年7月17日に、原告がクレサラ対協MLを通じて被告らに入会申し込みを	

	役員のみなさまへ」と題するメール				した事実、被告全国会議幹事の水谷司法書士からメールを被告全国会議の事務局メーリングリストに転送したとの返信があった事実など。
甲46	「再度のお願いノ奨学対策全国会議の役員のみなさまへ」と題するメール	2019/7/19	原告		入会申し出から2日が過ぎても被告全国会議から返信がなかった事実、入会を拒否しようとしているのではないかの懸念を原告が持った事実、入会動機などを述べたメールをクレサラ対協 ML を通じて被告らに伝えた事実など。
甲47	「Re: 奨学金問題全国対策会議再入会でご支援のお願い」と題するメール	2019/7/23 17:41	原告		入会申し出から1週間が過ぎても被告全国会議から返信がなかった事実、入会を拒否しようとしているのではないかの懸念を原告がさらに強めた事実、入会を拒否するとすれば一括請求問題しか考えられず、それは不当であるとの意見をクレサラ対協 ML に投稿した事実など。
甲48	「応援します」と題するメール	2019/07/25 09:44	訴外今瞭美弁護士		被告全国会議が原告の入会を拒否しようとしていることについて懸念を述べた原告のメールに対して、被告全国会議の副代表が支援を申し出た事実など。
甲49	「クレサラ対協会員の件」と題するメール	2019/07/24 09:32	訴外水谷英二司法書士		クレサラ対協 ML の管理人で被告前項会議の幹事である水谷司法書士から、原告に宛てて、原告がクレサラ対協の正会員でなくクレサラ対協 ML への投稿資格がないなどの指摘があった事実など。
甲50	「クレサラ対協入会のお願い」と題するメール	2019/07/31 21:15	原告		原告がクレサラ対協の正会員になるために推薦人を公募した事実、数日内で規定の数の推薦人が集まり、すみやかに入会手続がなされた事実など。
甲51	「Re: クレサラ対協入会のお願い」と題するメール	2019/08/01 08:05	訴外水谷司法書士		同上
甲52	「奨学金問題全国対策会議入会再申請にあたって推薦人募集の件」と題	2019/08/02 08:16	原告		被告全国会議が原告に規約を開示しなかった事実、原告が被告全国会議の入会要件を誤認し、全国会議会員2名の推薦人をクレサラ対協 ML 上で募集した事実など。

	するメール				
甲53	「奨学金問題全国対策会議の規約を発見」と題するメール		2019/ 08/02 17:49	原告	被告全国会議が原告に規約を開示しなかった事実、原告が共著に掲載している規約の存在に気づき、クレサラ対協正会員であれば入会資格は不要であると規定されていることから、推薦人の募集を中止する旨のメールをクレサラ対協 ML に投稿した事実など。

以上



令和4年(ワ)第19068号 損害賠償請求事件  
 原告 三宅勝久  
 被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

証拠説明書 5

2023年12月21日

東京地方裁判所民事第43部 御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲54	『日本の奨学金 はこれでいいのか』 あとがき	写し 2013/10	訴外岩重 佳治事務 局長/あ けび書房	被告全国会議が編集し、原告も寄稿した著書『日本の奨学金はこれでいいのか』のあとがきで岩重事務局長が原告の著書作成協力について肯定的に言及している事実など。	
甲55	札幌地裁判決 平成30年(ワ) 988号)	写し 2021/9/30	裁判所書記官/日本学生支援機構(黒塗り部分)	日本学生支援機構が奨学金利用者を訴えた債務返還請求訴訟で、訴外西裕和弁護士ら被告全国会議会員らが被告代理人となり、支払い能力のない債務者に対する一括請求(期限)の利益喪失は施行令違反であり無効であるとの主張を行った事実など。	
甲56	名古屋高裁・令和5年(ネ)487号 2023年10月27日判決閲覧メモ	写し 2023/11月	原告	旧国籍を理由にゴルフクラブ入会を拒否したことが民法の不法行為を構成するとして、元韓国籍の男性がゴルフクラブを相手取り、慰謝料などの支払いを求めた訴訟の控訴審で、請求棄却した一審判決を取消し、男性の訴えを一部認めて、77万円の支払いを命じる判決が出た事実など。	日本学生支援機構の一部開示文書

29-12

甲57	津地裁四日市支部 ・令和4年(ワ) )138号	写し	2023/4/ 19	最高裁	同上	裁判 所ホ ーム ペー ジ
甲58	雑誌『選択』記事	写し	2012/4	原告/訴 外選択出 版	原告が雑誌『選択』2012年4月号 に奨学金問題に関する無署名記事 を執筆した事実、同記事の一部と 類似した文章が被告大内の著作物 に見られる事実、被告大内は執筆 にあたり『選択』記事を読んでい ないとの説明をした事実、誤記の 共通がみられる事実、研究不正の 疑いがあるとして武蔵大学の調査 を受けた事実、調査の結果、研究 不正の認定はされなかったものの 、嚴重注意を要するとの結論が出 された事実、調査において被告大 内は誤記に関して十分な説明をす ることができなかつた事実など。	
甲59	『生活協同組合研 究』2017年2 月号記事	写し	2017/2	生協共同 研究所/ 被告大内	被告大内が雑誌『生活協同研究 』2017年2月号に奨学金に関 する記事を執筆した事実、記事の 一部が原告の『選択』記事の一部 と類似している事実、被告大内は 執筆にあたり『選択』記事を読ん でいないとの説明をした事実、誤 記の共通がみられる事実、研究不 正の疑いがあるとして武蔵大学の 調査を受けた事実、調査の結果、 研究不正の認定はされなかったも の、嚴重注意を要するとの結論 が出された事実、調査において被 告大内は誤記に関して十分な説明 をすることができなかつた事実な ど。	
甲60	武蔵大学研究倫 理調査委員会報 告書	写し	2023/7/ 6	武蔵大学	被告大内の著作の一部が原告の著 作の一部と類似していることにつ いて、研究不正の疑いがあるとし て武蔵大学が調査を行った事実、 調査の結果、研究不正の認定はさ れなかったものの、嚴重注意を要	文部 科学 省の 開示 文書 。黒

					するとの結論が出された事実、調査において被告大内は誤記に関して十分な説明をすることができなかった事実など。	塗り は文科省 。
甲61	被告大内準備書 面抜粋	写し	2013/1 0	被告大内 代理人弁 護士・樽 井直樹	別件訴訟（東京地裁令和4年（ワ）10987 著作権侵害損害賠償請求事件。原告三宅勝久、被告大内裕和）において、被告大内が『選択』記事は読んでいないとする主張を行った事実など。	
甲62	研究活動における 不正行為への対応 等に関するガイド ライン（抜粋）	写し	2014/8/ 26	文部科学 大臣	文部科学省の研究不正防止を目的としたガイドラインが「被告者が生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは」特定不正行為と認定される旨定めている事実など。	

以上

損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 6

2024年3月18日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲63	「奨学金」制度改善への政策提言」と題する冊子	写し 2019/5	被告奨学金問題対策全国会議	被告全国会議が、その活動方針や現状認識、意見等をもとめた冊子（「提言」）を作成している事実。「提言」が一括請求問題に言及している事実、「提言」のなかに、一括請求問題が他の諸問題よりも小さな問題であるという趣旨の記述は存在しない事実など。	

以上

令和4年(ワ)19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 7

2024年3月18日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲64	名古屋高裁・ 令和5年 (ネ)487 号事件・判決 書	写 し 2023/10/ 27	名古屋高 裁	旧国籍を理由にゴルフクラブ入会を拒否したことが民法の不法行為を構成するとして、元韓国籍の男性がゴルフクラブを相手取り、慰謝料などの支払いを求めた訴訟の控訴審で、請求を棄却した一審判決を取り消し、男性の訴えを一部認めて、77万円の支払いを求める判決が出た事実など。	甲57 を参 照

以上

令和4年(ワ)19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

## 証拠説明書 8

2024年5月20日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成	立証趣旨	備考	
甲65	被告大内のX(ツイッター)の自己紹介欄、投稿	写し	2024/3/24	被告大内和弘	被告大内が自身のX(旧ツイッター)で、「奨学金対策全国会議共同代表」の肩書つけて自己紹介している事実、被告奨学金対策全国会議の集会の案内をしている事実、実質的にも被告全国会議の代表者である事実など。	
甲66	文科省研究不正ガイドライン(特定不正行為に関する記述部分の抜粋)	写し	2024/8/26	文部科学省	文部科学省が、盗用・捏造・改ざんを特定不正行為と位置づけている事実、「盗用」は著作権侵害とは概念が異なり、著作物性の有無を問わない事実など。	甲62参照
甲67	中京大学ホームページの「研究倫理に関わる啓発活動」と題する記事	写し	2024/3/28	中京大学	本件入会拒否時点で被告大内が在籍していた中京大学において研究倫理に関する研修が行われている事実。	原告が印刷
甲68-1	「ご連絡」と題する文書	写し	2020/9/14	被告大内代理人樽井直樹	原告の著作と類似した文章を被告大内が発表していること(第1類似問題)について、被告大内代理人弁護士から原告に対し、事実、盗用・剽窃ではないとの回答があった事実、示談協議の申し入れがあった事実など。	
甲68-2	「回答書」と題する文書	写し	2020/9/14	被告大内裕和	原告の著作と類似した文章を被告大内が発表していること(第1類似問題)について、被告大内が回答書を原告に送付した事実、盗用・剽窃を否定し、その根拠として自身が発表した記述等を示した事実、それらの記述に原告の「選択』記事との類似箇所があることを原告が発見した事実など。	

甲69	「告発に係る意見書」	写し	2020/ 10/13	被告 大内 裕和	被告大内が中京大学の予備調査に対して意見書を提出した事実、意見書の中で、「選択」記事は読んでいないとする説明を行った事実、並行して進行中だった原告との示談交渉での説明内容と相反していた事実、意見書には、被告大内が自身の著作で「1兆円」と記載した具体的な根拠が示されていない事実など。	
甲70	大内の別件著作権侵害訴訟における被告大内の準備書面(抜粋)	写し	2021/ 10/11	被告 大内 裕和 代理人 樽 井直 樹	示談交渉が決裂した後の別件著作権侵害訴訟において、被告大内が、「選択」記事の存在は知らなかった、読んでいなかったとの主張をしている事実、この主張が従来原告にしてきた内容と大きく変遷した事実など。	該部分を原告が抜粋
甲71	同上	写し	2021/ 12/8	同上	「選択」記事を読んでいることを前提に示談交渉をしておきながら、後になって、読んでいない旨主張を変遷させた理由について、被告大内が別件著作権侵害訴訟において「早期解決のため」などと釈明した事実など。	同上
甲72	キャッシュフロー計算書平成22年度区分	写し	2011	日本 学生 支援 機構	被告大内が中京大学の予備調査に対して提出した意見書(甲69)の中で、「1兆円」と記載した根拠を示していない事実、原告から「1兆円」が誤記であることを指摘された後に、日本学生支援機構に確認した際の確認不足であるとの釈明をはじめた事実など。	
甲73	陳述書	写し	2024 4/	訴外 三好 典史 司法 書士	クレサラ対協と関連団体の被告全国会議は密接な関係がある事実、原告がクレサラ対協内部でよく知られた存在であり、信頼関係があった事実、クレサラ対協の会員からみて本件入会拒否は異常だと感じた事実、原告と類似した著作を発表した被告大内が全国会議の役員として原告の入会許否を判断することは利益相反になるとの考えがクレサラ対協会員のなかにある事実など。	

甲74—1	『週刊金曜日』記事	写し	2022/3/27	株式会社金曜日／原告	被告全国会議会員が代理人となって行われた民事訴訟について、訴訟進行中に被告全国会議から情報提供がなかった事実、原告が事件の存在を知った後も取材協力が得られる見通しがなかったため、札幌や函館に赴いて裁判所で裁判記録を閲覧する必要があり、出費を要した事実など。
甲74—2	「重要 必ずお読みください！」と題する文書（金曜日オンライン記事）	写し	同上	株式会社金曜日／原告／日本学生支援機構	被告全国会議事務局長の岩重事務局長が原告代理人となって起こした別件分別利益訴訟を原告が取材する際、日本学生支援機構が債務者に送った取り立て文書の提供を岩重事務局長に求めたが拒否された事実、原告はやむなく、時間と経費をかけて「取り立て文書」のひな型を日本学生支援機構に情報公開請求し、入手した上で記事に掲載した事実など。
甲75—3	『週刊金曜日』記事	写し	2022/7/1	株式会社金曜日／原告	分別利益訴訟の本人尋問を原告が取材した際、岩重事務局長が、一括請求が関係しない事件であるとする説明を口頭で行った事実、後日原告が訴訟記録を閲覧し、じっさいは一括請求が行われた事案であることを確認した事実など。
甲76	取材協力を断る内容のメール	写し	2022/6/24-26	原告／岩重事務局長	分別利益訴訟に関して原告が被告全国会議の訴外岩重事務局長に取材協力を申し入れた事実、申し入れに対して岩重事務局長が拒否する回答を行った事実など。
甲77	朝日新聞記事	写し	2019/5/14	朝日新聞社	分別利益訴訟の取材において、被告全国会議が、原告の取材は拒否しながら、朝日新聞記者には「取り立て文書」の提供をはじめとする取材協力をするなど、原告を差別的に取り扱った事実など。

以上